

別表十三(十二)

8欄、13欄及び17欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

別表十三(十二) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

8欄

転廃業助成金等に係る課税の特例※を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第67条の4第1項」
- ②区分番号に、「00274」
- ③当該別表十三(十二)8欄の金額(同欄の金額が7欄の金額を超える場合には、7欄の金額(円単位))を記載してください

※減価補填金により帳簿価額の減額をした場合

帳簿価額の減額等をした場合

特別勘定を設けた場合

減価補填金	減価償却資産の減価補填費に対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17	円
	減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8		繰入限度額	18	
	損金不算入額 (8) - (7)	9		(12) - (14)		
転廃業助成金	転廃業助成金の額	10				
	減価償却資産の帳簿価額及び取壊し等に要する経費の額	11				
	差引転廃業助成金の額 (10) - (11)	12				
	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13				
	固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14				
	圧縮限度額の計算 圧縮限度額 (14)又は((14)-1円)	15				
	圧縮限度超過額 (13) - (15)	16				
				繰入された金額	21	

17欄

転廃業助成金等に係る課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第67条の4第4項」又は「第5項」(※2)
- ②区分番号に、「00276」
- ③当該別表十三(十二)17欄の金額(同欄の金額が18欄の金額を超える場合には、18欄の金額(円単位))を記載してください

(※1)特別勘定を設けた場合
(※2)企業組織再編成のに伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第67条の4第5項」、それ以外は「第67条の4第1項」

13欄

転廃業助成金等に係る課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第67条の4第2項」又は「第3項」(※2)
- ②区分番号に、「00275」
- ③当該別表十三(十二)13欄の金額(同欄の金額が15欄の金額を超える場合には、15欄の金額(円単位))を記載してください

(※1)転廃業助成金の交付を受けたことにより帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額がある場合
(※2)企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第67条の4第3項」、それ以外は「第67条の4第2項」